

# 船舶の新規登録申請

船舶法第 5 条第 1 項

(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

## 【申請対象者】

船舶所有者の全員（又は船舶所有者の全員から委任を受けた海事代理士）

## 【提出時期】

法務局へ日本船舶を登記した後

## 【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

## 【添付書類】

- ◆ 法務局が発行する船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）又は登記済証
- ◆ 証書等の受領に関する情報（添付様式第 4 号）
- ◆ 委任状（代理人による申請の場合に限る）

## 【手数料】

- ◆ 登録手数料（新規） 20, 100 円（船舶法施行細則第 48 条）

- ・ 所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付
- ◆ 船舶国籍証書の交付手数料 4,500円（英語併記の場合は 7,500円）（船舶法施行細則第51条）
  - ・ 所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

**【申請先】**

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）